

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置」の検討について

1. 背景

○平成30年6月に施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成29年法律第51号。以下「種の保存法」という。）附則第10条及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院及び参議院）に基づき^(※)、規定の施行評価及び講ずべき措置の検討が必要。

○検討の論点（例）：

- ・希少野生動植物種の流通管理強化（個体識別措置、オンライン取引監視などの違反对応等）のあり方 等
- ・国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業等保全対策のあり方 等

2. 検討の進め方（案）

R5年度

10月4日 中環審（野生生物小委員会）

種の保存法に関する施行状況評価及び講ずべき措置の検討を行うこと、その検討スケジュール案を報告

秋～冬 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価検討会」（仮称）設置・検討開始

- 実施状況評価をもとにした改善すべき課題整理



R6～7年度 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」（仮称）まとめ

- 講ずべき措置について報告書
- 制度改正等が必要な場合には小委の要否検討



R7年度以降 中環審（野生生物小委員会）

- 検討会での検討結果を報告
- 制度改正等を伴う場合には必要に応じて諮問

(※参考)

○附則第10条

政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○附帯決議<抜粋>

改正法附則第10条に基づき、改正法施行5年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を行うこと。

- 1 ワシントン条約附属書に掲載されている種は、保全に国際的協力が不可欠であり、地球の自然体系のかけがえのない一部であるという観点から、国際情勢を踏まえて、抜本的な見直しを検討すること。
- 2 違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。